

農業労賃等標準額を改定しました

令和4年度の町農業労賃等標準額が右表のとおり決まりました。適用期間は4月1日から来年3月31日までです。次の留意事項も併せてご確認ください。

▷留意事項 ▶人力の部の実働時間が1日8時間を越えた場合は1時間単位で超過額を加え、8時間未満の場合は1時間当たりの金額を821円とする▶機械の部の標準額には全てオペータ賃金と燃料代を含む▶湿田の耕起、刈り取り脱穀(コンバイン)は、10㍊当たり1,100円増し▶刈り取り結束の結束用縄代は委託者負担▶もみの運搬費用は10㍊当たり1,100円▶牧草ラッピングはラップフィルム代を含む▶5㍊未満の代かきは、1割増し▶牧草こん包(ロールペーラ)の基準は1㍊×1㍊▶標準額には消費税や地方消費税は含まれていない▶農地の地理的条件や作業条件による増減額は、受託者と委託者が協議して決める▶そのほか詳細は両者の話し合いで決める

農地の権利を取得する際は相談を

町では、農地の権利を取得する際に必要な面積の下限を10㍊(権利を取得する者やその世帯員がすでに耕作している農地と、新たに権利を取得する農地を合計した面積)と定めています。農地を取得する際の要件など、詳しい内容はお問い合わせください。

◆問い合わせ 町農業委員会事務局(☎82-3111内線217)へ。

◆人力の部

種別	金額	標準額 (1日8時間)	超過額 (1時間当たり)
水田作業		6,600円	1,100円
畑作業		6,600円	1,100円

※適用期間中に岩手県最低賃金が改正された場合は、標準額を最低賃金以上の額としてください。

◆機械の部

種別	使用機械・区分	単位	標準額			
水田	耕起	耕運機およびトラクター	10㍊	6,100円		
	代かき	〃	〃	6,900円		
	くろめり	くろめり機	1㍊	60円		
	田植え	田植機	10㍊	6,600円		
	刈り取り結束	バインダー	〃	7,400円		
	作業	刈り取り脱穀	コンバイン	5㍊未満	1㍊	1,710円
			〃	10㍊未満	〃	1,610円
			〃	10㍊以上	〃	1,510円
		乾燥	乾燥機	10㍊	7,600円	
		脱穀	全自動脱穀機	1時間	4,100円	
畑	転作田草刈り	特に設定なし	10㍊	5,100円		
	全般	耕運機およびトラクター	〃	5,900円		
	大豆刈り取り	汎用コンバイン	〃	12,100円		
	種まき	コーンプランター	〃	3,100円		
	刈り取り	コーンハーベスター	〃	9,100円		
作業	牧草こん包	ロールペーラ	1個	1,600円		
	牧草ラッピング	ラッピングマシン	〃	1,600円		
	共通	たい肥散布	マニユアスプレッター	10㍊	3,200円	
薬剤散布 (薬剤別途)		噴霧器	〃	1,100円		
	〃	ブームスプレーヤー	〃	1,500円		

確認しましょう

固定資産税のこと

■期限までに納付を

町では、本年度の課税対象となる資産を所有する人(賦課期日：令和4年1月1日)に固定資産税の納税通知書を送付します。4月中旬までに送付される同通知書の内容を確認し、期限までに納付をお願いします。※所有する資産が全て課税減免や免税点未満となった人には、納税通知書は送付しません。

▽納期限 ▼第1期：5月2日
▼第2期：8月1日 ▼第3期：11月30日 ▼第4期：来年1月31日

■評価替えによる影響

昨年度は評価額の見直しが行われましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による景気悪化を考慮した負担軽減の特例がありました。本年度は商業地などを除いて、負担軽減の特例が終了し、通常の課税に戻りますので、前年と比べ固定資産税額が変わっている場合があります。該当する人は、ご注意ください。

■固定資産税の縦覧

令和4年度の「土地・家屋等



縦覧帳簿」の縦覧を行います。この縦覧制度は、納税者が所有する固定資産の価格が適正かどうかを確認するために、固定資産の価格や面積などを見ることができるとなっています。所有者や課税内容は非公開となります。

▽縦覧期間 4月1日～5月2日(土・日曜日、祝日は除く)

▽時間 午前8時半～午後5時15分

▽場所 町税務課

▽縦覧できる人 ▼納税義務者

▼納税管理人 ▼代理人——など

▽持ち物 本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

※代理人の場合は委任状も必要です。

◆問い合わせ 町税務課資産税

係(☎82-3111内線113、114、118)へご連絡ください。